（特別地区内の行為の許可基準）

第十七条　法第二十五条第六項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一　工作物を新築すること。

イ・ロ　（略）

ハ　次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(イ)～(ワ)　（略）

(カ)　鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物（これらに付帯する建築物を含む。）

(ヨ)～(テ)　（略）

ニ・ホ　（略）

二～十四　（略）

（特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第十八条　法第二十五条第十項第三号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～十二　（略）

（特別地区内における許可等を要しない行為）

第十九条　法第二十五条第十項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

ニ　境界標を設置すること。

ホ～ヰ　（略）

ノ　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。

オ　野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

ク　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

二～四　（略）

五　木竹を伐採することであつて次に掲げるもの

イ～ホ　（略）

ヘ　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を伐採すること。

ト　認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

チ　（略）

六　（略）

（特別地区内の行為の許可基準）

第十七条　法第二十五条第六項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一　工作物を新築すること。

イ・ロ　（略）

ハ　次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(イ)～(ワ)　（略）

(カ)　鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物（これらに附帯する建築物を含む。）

(ヨ)～(テ)　（略）

ニ・ホ　（略）

二～十四　（略）

（特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第十八条　法第二十五条第十項第三号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～十二　（略）

（特別地区内における許可等を要しない行為）

第十九条　法第二十五条第十項第四号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

（新規）

ニ～ウ　（略）

（新規）

（新規）

二～四　（略）

五　木竹を伐採することであつて次に掲げるもの

イ～ホ　（略）

（新規）

（新規）

ヘ　（略）

六　（略）